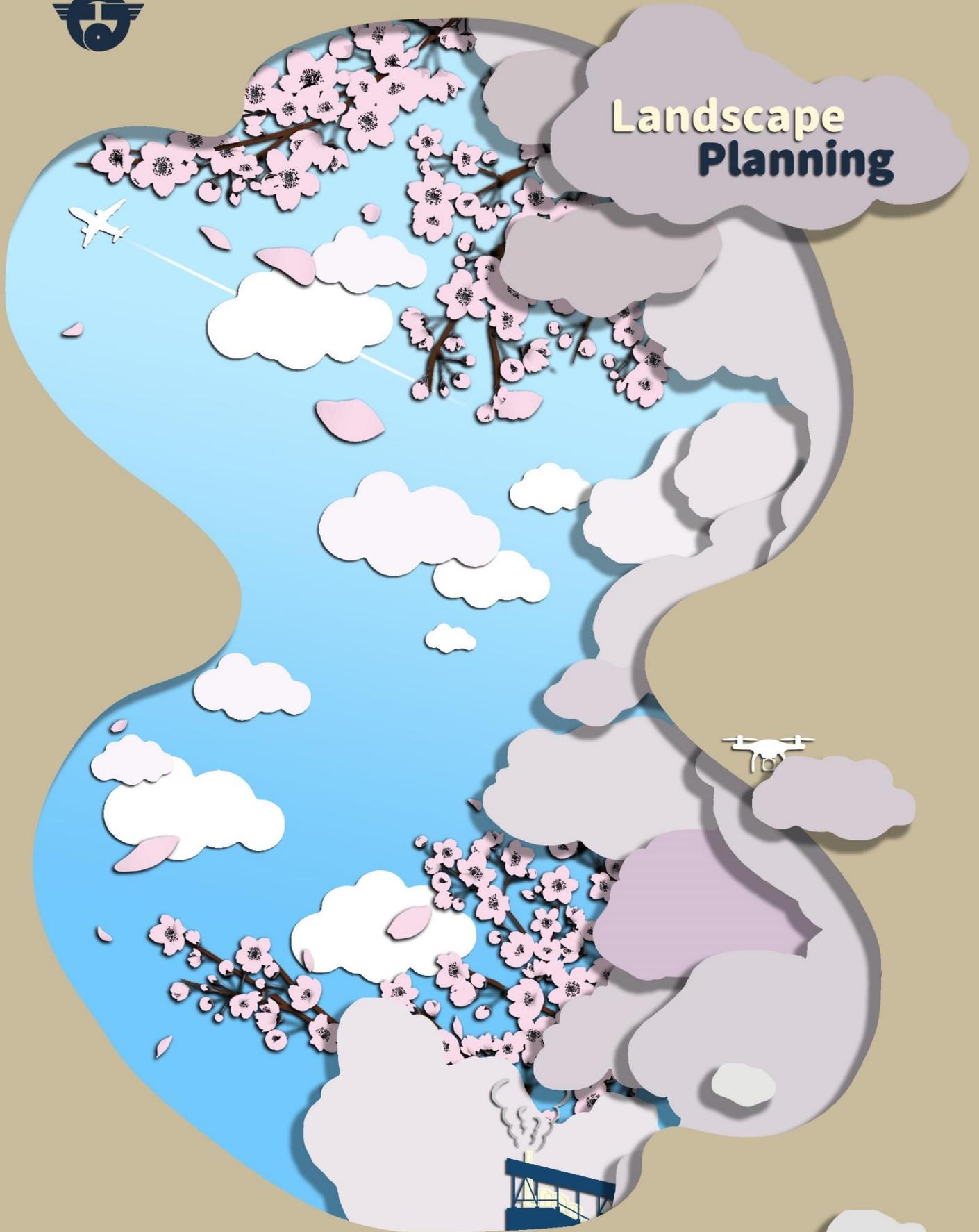


浪江町



Landscape  
Planning



浪江町 景觀計畫

2026.1



## 浪江町景観計画 目次

第1章 景観計画の目的と位置づけ	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 景観計画区域	2
4 景観とは	3
第2章 浪江町の概要	4
1 町の概況	4
2 復興の歩み	5
第3章 景観形成の基本理念・基本目標	6
1 基本理念	6
2 基本目標	7
第4章 景観形成の基本方針	9
1 基本的な考え方	9
2 町全域の景観特性と方針	10
3 地区ごとの景観特性と方針	21
4 景観形成重点地区について	34
第5章 良好な景観形成のための行為の制限	35
1 届出に関する手続き	35
2 届出対象行為	36
3 景観形成基準	37
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	45
1 景観重要建造物の指定方針	45
2 景観重要樹木の指定方針	45
第7章 屋外広告物に関する事項	47
第8章 公共施設の景観形成に関する方針	48
1 景観重要公共施設の整備に関する事項	48
2 占用許可の基準	49
第9章 景観形成の推進方策	50

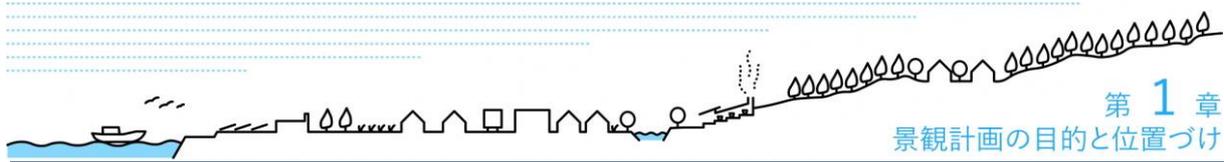
1	協働による景観づくり	50
2	推進施策	51
3	持続的な景観づくり	52

表紙のイメージ

請戸川リバーラインの桜、大堀相馬焼の登り窯、福島ロボットテストフィールド浪江滑走路のドローン

裏表紙のイメージ

さくら祭りの夜桜、道の駅なみえ、大聖寺（北幾世橋）



## 第1章 景観計画の目的と位置づけ

### 1 背景と目的

#### (1) 人的状況

平成23年（2011）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を余儀なくされた本町は、14年の時を経た現在も、生活環境の回復をはじめ、町の本格的な復興に向けた取組を行っています。震災前には約21,000人の住民が暮らしていた本町ですが、令和7年（2025年）（発行時点）月末現在の実居住者数は約（別途記載）人、住民基本台帳人口は（別途記載）人です。

住家や事業所をはじめ多くの建物が解体され、町内の至る所に空家や空地、雑草の繁茂する景観が広がる一方で、復興の動きが始まった今、町の景観を今後どのように創り出し、育み、あるいは改善していくのか、多くの住民が避難を余儀なくされている中、多様な意見を集約し、未来への景観づくりを進めていくことが必要です。

#### (2) 町中心部の状況

JR浪江駅周辺地区では、我が国を代表する建築家のデザインにより、交流・商業・住宅施設などを整備する浪江駅周辺整備事業が進められ、また国際的な研究教育機関である福島国際研究教育機構（F-REI）の立地が決定したほか、造成された産業団地への新たな企業の進出も相次いでいます。

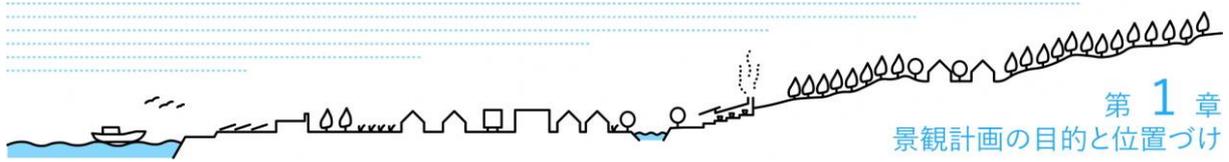
また、本町では「ゼロ・カーボンシティ」や「なみえ水素タウン構想」を掲げ、持続可能なまちづくり実現のため、エネルギー地産地消の取組を進めています。

今後、これらの先導的な事業に誘発された急速な建築・開発圧力が高まることが想定され、現状を無為に委ねた場合、無秩序な開発整備や景観の阻害が急速に進行することが懸念されています。長期的な視点で取組が必要とされる景観形成ではありますが、短期的にも即効性かつ実効性のある景観施策の実施が望まれます。

#### (3) 町全体の状況

本町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有しています。それは、西に阿武隈高地、西から東に流れる請戸川や高瀬川の河川環境と周囲の丘陵地、太平洋に面する海岸部、それらを包む空、そして四季折々の景観を美しく際立たせる梅、桜、サルスベリ、コスモス、サザンカ、松の木々や生垣、庭の草花などそれぞれ印象に残る自然景観として保たれてきました。これらは、町として将来に向けて引き継がなければならない貴重な「財産」です。

この「浪江らしい」環境をどのように次代につないでいくかということは、現世代にとっての大きな課題であり、責任です。町全域の景観特性を把握・整理し、町が目指すべき方向性をいち早く見だし、町にとって最も効果的な景観形成手法や実施のための推進体制の確立が急がれます。



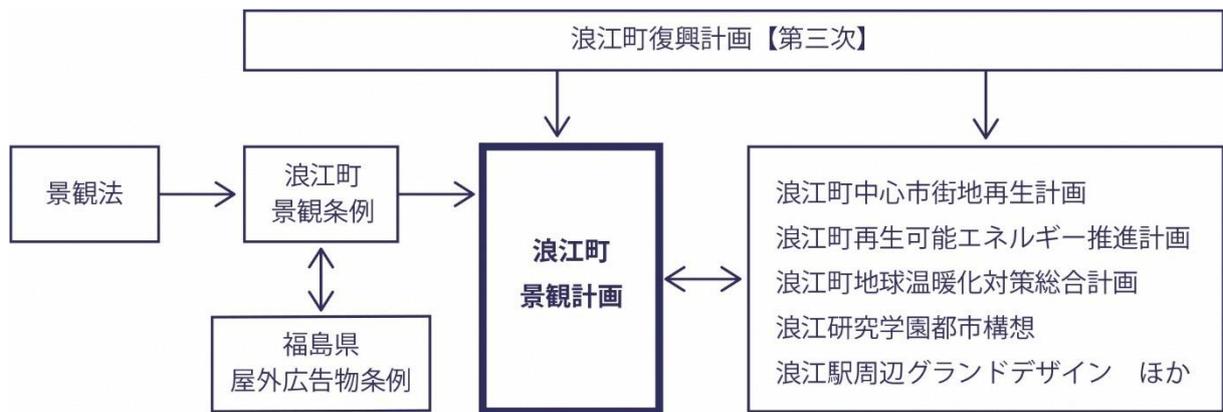
#### (4) 計画策定の趣旨

本町の景観は、東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により大きく変化しました。現在も帰還困難区域として指定された区域では、景観を含めて環境を維持していくことが課題となっています。一方で、中心部などでは復興事業が進み、また、震災後に建物が解体された空地などでは、新たな事業所や店舗、住宅などの建設が進んでいくことが想定されます。本町の景観づくりにあたっては、震災前までの町の姿も踏まえて、未来を創造していくことが大切です。本計画は、地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、次代の町民が誇りとできる景観の町をつくりだすことを目指します。

計画策定にあたっては、本町の景観特性や課題を踏まえ、景観形成に関連する各分野との連携を前提とした景観まちづくりについての基本的な考え方を定め、景観を活かしたまちづくりを積極的に推進するための方策を示します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条の規定に基づく、本町における良好な景観の形成に関する総合的な指針となる計画です。本計画では、復興計画に即し、また、関連する計画との整合・連携を図りながら、施策の実現に取り組みます。



計画の位置づけ

## 3 景観計画区域

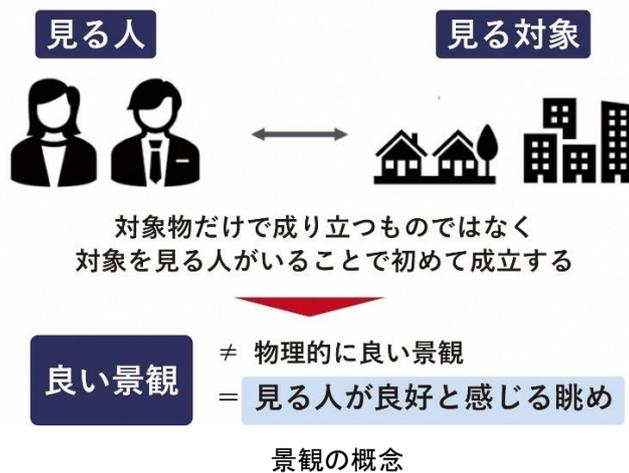
本計画の対象となる景観計画区域は、浪江町全域とします。(令和8年1月1日施行)

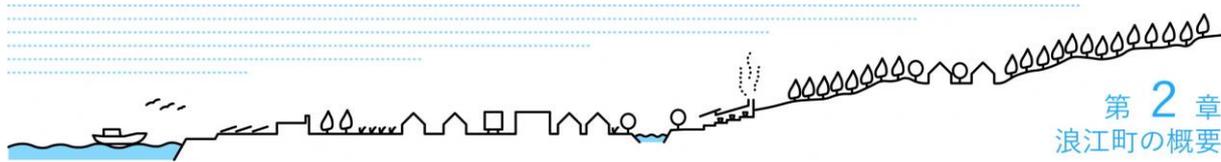
## 4 景観とは

「景観」とは、目に映る景色や風景などに対して、それを見る人の印象や評価（視点）などが加えられたものであり、見る人と見る対象の相互関係で成り立つものです。「良い景観」とは「見る人が良好と感じる眺め」を指します。

景観は、地域の自然、歴史、地勢や生態系などの風土、地域で育まれてきた文化や伝統、人々の暮らしや活動など、様々な要素が一体となって形づくられます。したがって、住民、事業者、行政など、地域内外の多様な主体の関わりにより、また長期にわたる活動を通して形成されていくものです。

景観づくりに取り組むことで、身近な地域に対する誇りや愛着が高まり、良好な環境による豊かな暮らしの実現につながります。また、景観を守り伝えるとともに、新しい景観をつくることは地域内外に対して誇ることでできる町の個性を育むこととなります。





## 第 2 章 浪江町の概要

### 1 町の概況

本町は、福島県浜通り（沿岸部）の中央部、<sup>ふたばぐん</sup>双葉郡の北部に位置します。町の面積は、東西約 32 km、南北約 22 km に広がる 223.14 km<sup>2</sup>です。

東は太平洋に面し、西は阿武隈高地が連なっています。山間部に位置する津島地区の標高は約 415m（下津島付近）と高くなっており、<sup>ひやま</sup>日山地区と<sup>たかせがわ</sup>高瀬川地区は阿武隈高原中部県立自然公園に指定されており、新緑や紅葉の名所として親しまれています。阿武隈高地に水源を持つ<sup>うけどがわ</sup>請戸川、高瀬川が太平洋に注ぎ、河川の堆積作用によって形成された平野が山麓に広がり、農地や市街地が形成されています。海岸部の請戸港は、現在も漁業が営まれており、請戸川には、東日本大震災の前まで東北一の規模となる鮭のやな場が設置されていました。

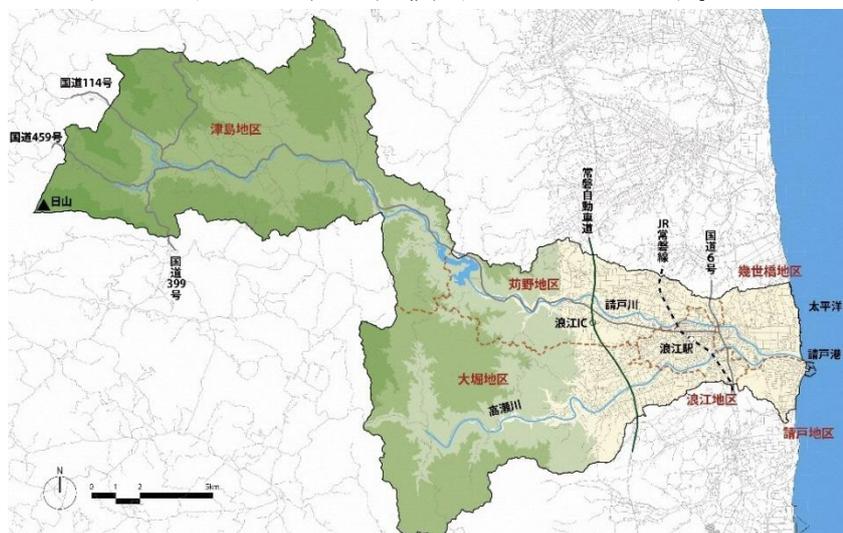
また、大堀地区では、江戸時代から相馬藩の特産物として大堀相馬焼が生産されておりました。

海岸、平野、山間の地からなり、気候も一様ではありませんが、浜通りの沿岸では寒流である親潮（<sup>ちしま</sup>千島海流）と暖流の黒潮（日本海流）がぶつかりあい、海洋性の気候となり、比較的温暖な気候となっています。

明治 22 年（1889）の町村制施行により誕生した浪江村は、明治 33 年（1900）に浪江町となり、昭和 28 年（1953）10 月に<sup>うけど</sup>請戸村・<sup>きよはし</sup>幾世橋村と合併、次いで昭和 31 年（1956）5 月 1 日に<sup>おおぼり</sup>大堀村・<sup>かりの</sup>苺野村・<sup>つしま</sup>津島村と合併して、現在の浪江町が誕生しました。

平成 23 年（2011）3 月 11 日の東日本大震災は、福島、宮城、岩手を中心とした東日本全体に甚大な被害をもたらしました。本町では、東京電力福島第一原子力発電所の事故のため、全町民 21,542 人（住民基本台帳人口）が町外に避難することになりました。

平成 29 年（2017）3 月 31 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示が解除、令和 5 年（2023）3 月 31 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されており、令和 7 年（2025）3 月末時点の人口は（別途記載）人となっています。



浪江町の概要

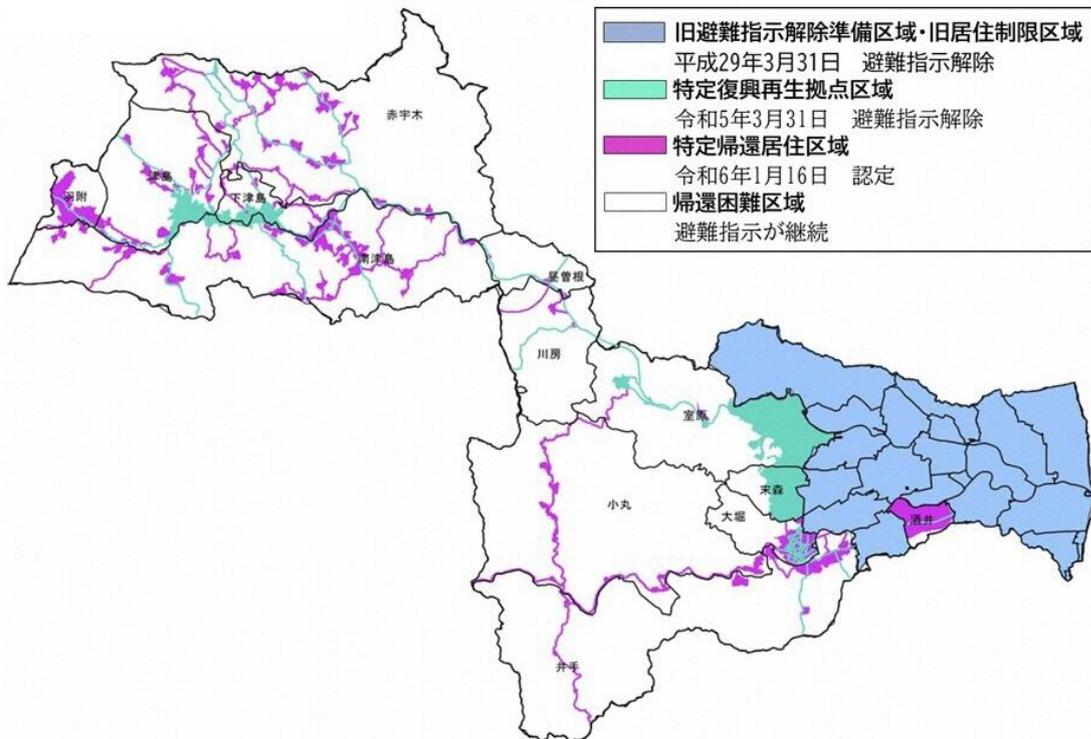
## 2 復興の歩み

平成 23 年（2011）3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に避難指示が出されました。

町内は、平成 25 年（2013）4 月に空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が指定され、避難指示解除準備区域、居住制限区域については、除染・インフラ復旧・生活基盤の再生を集中的に進めた結果、平成 29 年（2017）3 月 31 日に避難指示が解除されました。

避難指示が継続する帰還困難区域については、現在も居住ができませんが、平成 29 年 12 月に特定復興再生拠点区域を設定し、除染、インフラ復旧を進め、令和 5 年（2023）3 月 31 日に当該区域の避難指示が解除されました。

また、令和 5 年（2023）6 月には福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されたため、「特定帰還居住区域復興再生計画」を国に申請し、令和 6 年（2024）1 月に計画の認定を受けました。本計画に基づき、令和 6 年度（2024）より除染とインフラ整備を進め、避難指示解除を目指しています。



町内の状況（浪江町特定帰還居住区域復興再生計画より）

## 第3章 景観形成の基本理念・基本目標

### 1 基本理念

#### うみ、まち、やまが請戸川と高瀬川でつながる ふるさとの風景と暮らしを 未来へつなぐ景観づくり

本町は、太平洋に面し、阿武隈高地が町の面積の大半を占めます。浜通り地方の穏やかな気候風土のなか、阿武隈高地から太平洋へ注ぐ請戸川<sup>\*1</sup>や高瀬川がもたらす豊かな大地に恵まれ、流域を中心として古代より人々の生活が営まれてきました。人々の往来とともに市街地も発展し、相馬藩にゆかりの歴史や伝統を感じさせる景観が現在まで継承されています。

自然と多様な歴史や人々の暮らしが織りなす美しい景観は、本町のふるさと景観を作っており、町民共有の財産として将来に伝えていくことが大切です。

平成23年(2011)の東日本大震災により沿岸部などでは大きな被害を受けました。そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も町内の広範囲が帰還困難区域に指定されています。しかしながら、復興が進められ、新たな施設や市街地の整備、また、新しい産業の誘致により、町の活気やにぎわいを感じられる景観をつくり出しています。それらは、浪江らしさを尊重しながらも、高質なデザインを取り入れ、新たな個性として、本町を町外に発信する優れた景観をつくり出しています。

また、町内の景観が震災前後で大きく変化していることより、住民によって、原風景となる浪江らしいと感じる景観が大きく異なります。ずっと住み続け、震災前後の景観を体験している住民、震災後の景観のみを体験している若い世代や新規住民など、住み始めた時期や地域によって浪江らしい景観が異なります。町内で暮らし続ける、また事業を行う多様な住民や事業者が協働で過去を継承しながら、新たな景観を作り上げていくという視点が重要です。

本町では、ふるさと景観を継承しながら、復興により整備される新たな都市景観を活かして、本町の価値を将来にわたって育み、高めていく景観づくりを行っていきます。景観の魅力は、町に暮らす人々の暮らしや活動、訪れる人々の活動により形成されるものでもあります。町の多様な主体が一体となって、浪江らしさを作り続ける景観づくりを進めていきます。

請戸川<sup>\*1</sup>：地区によって、泉田川、室原川、津島川などと呼ばれていますが、本計画では表記を請戸川で統一します。

## 2 基本目標

基本理念に基づき、次のとおり景観づくりの基本目標を定めます。

### ① 豊かな自然を守り、ふるさとを感じられる景観づくり

山・川・海がつながる地形と多彩な自然環境がつくり出す美しい自然景観を保全します。阿武隈山系の山並み、請戸川や高瀬川の景観、流域に広がる田園風景、漁港や海岸線の風景など、自然を大切にし、自然と共生しながら暮らしを営んできたふるさとの景観を守ります。

### ② 浪江町の顔となる質の高い景観づくり

新たな「まちの顔」となる浪江駅周辺整備、復興のシンボルとして整備された道の駅なみえ、新たな産業が集積する棚塩産業団地など、新たな市街地景観の形成が進んでいます。それらの事業を通じて、活気やにぎわいを感じられ、魅力のある、質の高い景観づくりを先導するとともに、周辺施設なども含めて、将来にわたって価値を高めていく景観づくりを行っていきます。

### ③ 地域の成り立ちを大切にし、未来につなげる景観づくり

震災前からの歴史や土地の記憶を継承し、ふるさとを感じられる景観を守ります。地区ごとの自然や歴史・文化を尊重し、人々に親しまれている多彩な景観資源や、それによって醸し出される地域の個性を活かした景観の形成を図ります。資源や個性を引き立てながら、全体として秩序と調和のある景観づくりを進めます。

### ④ 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を向上させる景観づくり

良好な景観づくりにより、地域の魅力や価値を向上させ、観光や交流を促進し、まちの活性化につなげます。町内の多彩な景観資源を活かすことで、美しい景観を守り、つくり、育て、生活環境の向上につなげていきます。

### ⑤ 震災の記憶を未来へ伝える景観づくり

震災遺構や先人の丘をはじめとする震災関連施設は、震災の記憶や教訓を伝える景観を形成しています。それらの施設を中心に、震災の記憶と教訓を継承し、復興の記録を刻み、地域に定着させていく景観づくりを行います。

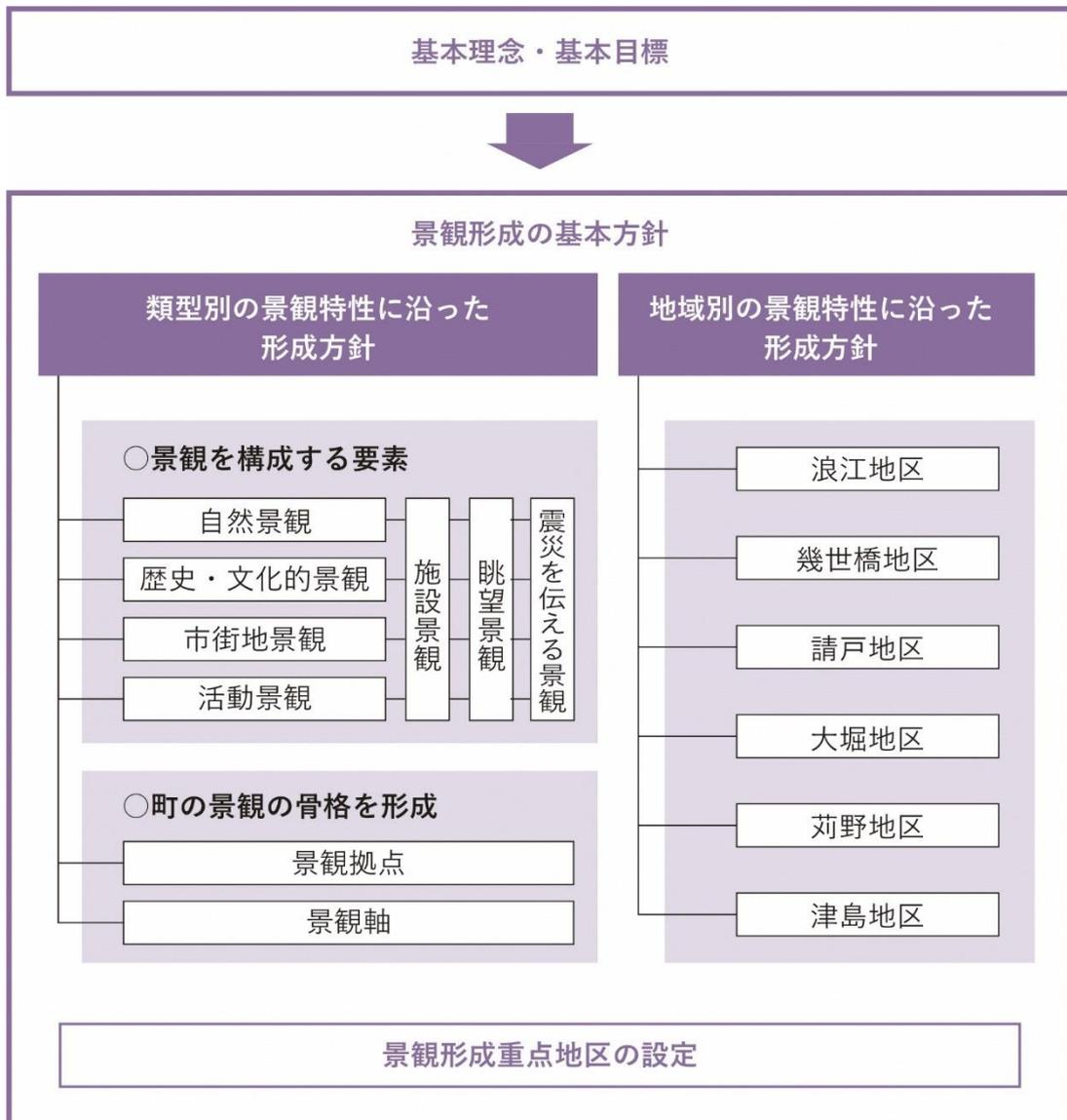




## 第 4 章 景観形成の基本方針

### 1 基本的な考え方

基本理念及び基本目標に基づき、本町の景観特性に沿って景観形成の基本方針を設定します。町域を大きく景観構造で分類した「類型別景観形成の方針」と、地域ごとの「地域別景観形成の方針」の2つによって構成します。また、特に重点的に景観形成に取り組む地区を景観形成重点地区として定めます。



景観形成の基本的な考え方

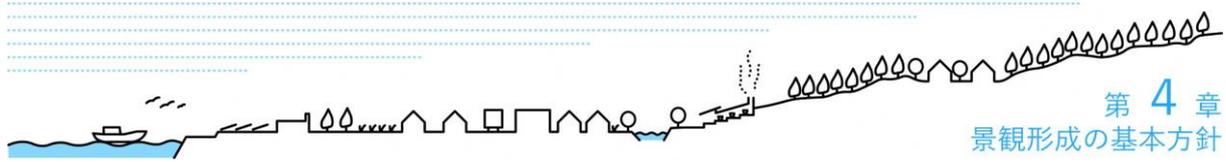
## 2 町全域の景観特性と方針

本町の景観について、地形的条件や地域性など、景観を構成する要素を「自然景観」、「歴史・文化的景観」、「市街地景観」の3つの類型に区分します。また、本計画策定に向けたアンケート調査などで、浪江らしい景観として祭礼行事やイベントなどの風景が挙げられたことより、それらを「活動景観」として整理します。加えて、本町の都市景観を形成する上で重要な要素である「施設景観」、「眺望景観」を抽出します。

また、本町の都市景観を代表する場所を「景観拠点」として、また各類型を横断して有機的に連続する線的な要素で、特に都市景観を構成する骨格的なものについて、山並み、沿岸部、河川や主要な幹線道路などを「景観軸」として位置づけます。

なお、本町の景観は震災前後で大きく変わりました。震災により失われた景観、中断している行事、帰還困難区域に含まれるものなども多くありますが、町民からアンケートで挙げられたものなど、未来に継承していくべき重要なものは、景観要素として取り上げます。

景観類型	景観要素
自然景観	主として山地、丘陵地、農地、海岸、河川など、自然的オープンスペースによって構成される景観 [面] 山地、海面、水面、まとまりある緑地（山林、里山）、植生 [線] 河川、水路、並木、海岸 [点] 巨樹
歴史・文化的景観	史跡・文化財、寺社、歴史的集落など、歴史・文化的要素による景観 [面] 町並み、家並み、まとまった農地 [線] 街道、参道 [点] 歴史的建造物、遺跡・史跡、寺社
市街地景観	主として建築物群によって構成される住宅地、商業地、工業地の景観 [面] 特徴的な景観を有する地区（住宅地、商業地、工業地など） [線] 商店街、沿道サービス [点] 駅
活動景観	人々の活動によって生み出される景観および活動の背景や活動の場所・拠点の景観（祭礼、イベント、年中行事）
施設景観	道路、橋梁など都市基盤施設やその他の土木施設、あるいは公共・公益建物などによって構成される景観 [面] 公園・緑地、漁港 [線] 鉄道、道路、橋梁 [点] ランドマークとなる建造物、公共施設、ダム・堰
眺望景観	パノラマ・眺望景観または見通し景観とその視点場
震災を伝える景観	震災の記憶や教訓を伝える施設や場所、眺望などで、震災の記憶を重ねることができ、記憶や教訓を後世に伝える景観



## (1) 自然景観

### ア 河川景観

阿武隈山系に水源を持つ請戸川、高瀬川の2つの河川が請戸地区で合流し、太平洋へ注いでいます。河川および河川敷などには、多様な生物が生息し、河川沿いの緑と一体となって四季の彩を感じることができます。その他に、小河川や水路も多く流れています。



請戸川

震災前は、アユやヤマメ釣りなどで多くの釣り人が訪れていました。請戸川では、サケのふ化、放流が行われ、秋になると鮭が遡上し、震災前は鮭のやな場で鮭漁が行われ、多くの観光客が訪れていました。清流が大小の岩の間を流れる高瀬川渓谷は新緑や紅葉の名所となっていました。

現在も、請戸川リバーラインは桜の名所として、町内外から多くの方々が訪れます。また、請戸川の鮭のふ化施設の整備が進められ、鮭漁の復活が計画されています。

開放感にあふれた広がりのある眺望や動植物が生息する環境を守るとともに、町民が水辺に親しみ、憩うことのできる場として活用します。川沿いの建築物や工作物などは水辺景観に調和した、景観づくりを進めていきます。

### イ 山地・山並み景観

町域の7割程度が山林であり、阿武隈山系の山々が連なり、稜線と緑豊かな斜面は浪江らしい景観として、多くの町民の心の拠り所となっています。日山、高瀬川渓谷などは、阿武隈高原中部県立自然公園に含まれ、豊かな自然環境を有しています。震災前は、津島地区で林業も営まれ、また、森林ボランティアで植林が行われていました。



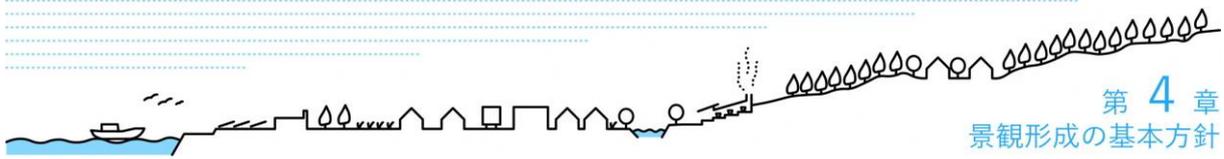
日山

現在は、森林の大部分が帰還困難区域に指定されていますが、緑豊かな山並みを望むことができ、本町を特徴づけています。

市街地や農地などの背景となる山並みや豊かな緑を保全し、ふるさとの風景を守ります。また、町内の建造物は稜線や緑に配慮した設えとします。

### ウ 農業景観

本町では農業が盛んで、請戸川、高瀬川の流域に農地が広がっています。平野に広がる水田は、二宮尊徳にのみやそんとくの弟子である富田高慶とみたこうけいが実践した御仕法ごしほう（二宮仕法にのみやしほう）によるものであり、



溜池を築き、用水を引くことで、新田が開発され、それらは、現在も田園風景を特徴づける景観として残っています。集落内の水路には昔ながらの石積み護岸も残ります。震災前は、稲作以外にも野菜、梨、たばこの葉、花卉などが生産されており、酪農、肉牛や養豚なども盛んでした。

現在は、帰還困難区域の農地、担い手がないことで再開されていない農地も多くあり、大規模なソーラーパネルが設置されている場所もあります。



田園風景

平野に広がる緑豊かな田園風景を、人々の心安らぐ自然景観として継承します。耕作が難しい農地に関しては、荒れ地にしないよう有効活用を進めながらも、活用にあたっては町域に広がる田園風景や沿道景観に配慮します。

## エ 海岸景観（漁業景観）

震災前は、請戸漁港を往来する漁船で賑わい、また、美しい砂浜が続いており、夏には海水浴場などもオープンし、本町を象徴する景観をつくり出していました。

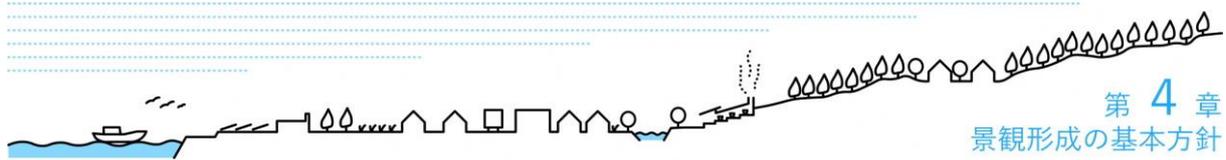
東日本大震災による津波により被災し、現在は復興海浜緑地の整備などが行われ、新しい景観がつくり出されています。海岸防災林として松が植栽されるなど、災害に強い基盤づくりにあわせて、沿岸部の景観再生に資する取組が行われています。



請戸漁港

また、請戸川河口に築造された河口港である請戸漁港は、東日本大震災による津波で甚大な被害を受けましたが、現在は再整備され、多くの漁船が係留し、市場では競りが行われ、活気ある景観をつくり出しています。毎年1月2日には請戸漁港出初式が行われるなど、漁船の往来する風景は、海岸景観を特徴づけています。

地域の歴史を継承しながら、新たな景観づくりを行っていきます。町民や来訪者が海の景観を楽しむことのできる環境を整えます。海辺や漁港周辺の施設（建物や工作物など）については、海への眺望、海との調和を意識します。特に、請戸漁港周辺では、活気の溢れる、本町の特徴として内外に印象づける景観づくりを行います。



## (2) 歴史・文化的景観

### ア 歴史的な集落景観

平野部の田園地帯では、阿武隈高地から冬季に吹き下ろす風に備えるカコイとよばれる屋敷林と農家住宅が農地の中に点在し、地域の気候風土と共存する田園風景が形成されています。大堀地区には、大堀相馬焼の窯元が集積し、相馬藩より続く歴史を感じることができる集落が形成されています。



大堀地区の登り窯

津島地区などの山間部では、農林業が営まれ、自然と共生する伝統文化と生活文化が形成されています。沿岸部では、請戸地区で漁師町が形成されていました。

震災後は、沿岸部の集落は津波で被災し、大堀地区、津島地区の大部分はいまだ帰還困難区域に指定されています。また、その他の地区でも、多くの住宅建物が取り壊されています。現在も歴史的な景観は残りますが、そこに暮らす人々が減ったことで、集落の姿は変わりつつあります。

地形的な特徴や歴史・文化的な生い立ちなどを活かし、その場所にふさわしい、個性的で魅力的な景観の形成を目指します。震災前から残る地域の歴史を感じることのできる景観を大切にします。

### イ 歴史・文化的資源

各地区には寺社があり、境内には巨樹や緑豊かな社叢しゃそうがあり、祭礼が行われるなど、それぞれの集落を象徴し、住民の心のよりどころとなる景観をつくり出しています。また、建造物や樹木などは、地域のシンボルや誇りとして、大切な景観となっています。特に文化財として指定されている資源は、周辺も含めて、歴史的な価値の高い景観をつくり出しています。



旧渡部家住宅（大聖寺境内）

町内の文化財（景観に関わるもの）

建造物：旧渡部家住宅きゅうわたなべけじゅうたく（県指定）、初登神社本殿しょはつじんじゃほんでん（県指定）

記念物：本屋敷古墳群もとやしきこふんぐん（県指定）、大聖寺のアカガシ樹群だいしょうじ（県指定）

歴史・文化的資源の周辺においては、資源を引き立てるように配慮した景観づくりを行います。また、身近に眺めたり、歴史への理解を深めるなど、歴史・文化に親しむことのできる景観づくりを行います。

### (3) 市街地景観

#### ア 新しく整備される市街地の景観

震災後、多くの建物が取り壊され、かつての街並みは無くなりつつあります。その一方で、住民の帰還や移住促進を目的とした公営住宅が整備され、また、浪江駅周辺整備事業や福島国際研究教育機構（F-REI）の整備など、新たな市街地の整備が進められ、新たな市街地景観が形成されます。



浪江駅周辺整備事業（計画）  
（「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画書」より）

新たな整備による洗練されたデザインを活かし、人々の交流の場、町民の憩いの場として、活気と賑わいのある魅力的な景観の創出を目指します。周辺地域を含めて、市街地の価値を高める景観づくりを行います。

#### イ 工業地景観（産業団地）

町内には、4か所の産業団地があり、規模の大きな工場が集積しています。棚塩産業団地では、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）、福島高度集成材製造センター（FLAM）、福島ロボットテストフィールド浪江滑走路など、新しい産業が立地しており、町内外に町の産業を発信する拠点となっています。



棚塩産業団地（写真は市 HP より）

山並みや緑などの周辺景観との調和を意識し、秩序のある景観づくりを行います。大規模な工場や事務所などは、無機質なものとならないよう、沿道への圧迫感を軽減するような景観づくりを行います。また、新たな産業は、観光・関係人口などの町外との交流にも資する景観づくりに努めます。

#### ウ 商店街・住宅市街地

震災前から、本町は双葉郡北部の拠点として、近隣市町村からも多くの人が集まり、飲食店などが多く立地していました。浪江駅周辺では、駅前通り商店街、新町通り商店街に多くの店舗などが建ち並び、にぎわいある町並みを形成していました。商店街には、地域子ども達が集まるお店があり、年に一度の十日市では大きなにぎわいを見



現在の新町通り

せていました。また、周辺には、住宅市街地が形成されていました。

しかし、震災後、多くの建物が取り壊され、町の様子は大きく変わっています。一方で、今後、浪江駅周辺整備、F-REI 整備などの事業が進むことで、周辺に事業所、住宅などの立地が進み、新たな町並みが形成されていくことが期待されます。

浪江町らしい、自然と共生する暮らしを実現できる景観づくりを行います。商店街はにぎわいを感じ、統一感のある都市景観の創出を目指します。無秩序な色彩の建物や屋外広告物などで景観を阻害しないよう配慮します。住宅市街地では、周辺の土地や自然環境に配慮するとともに、道路に対して緑化を行うなど、背景となる山並みなどと調和する落ち着いた住宅地景観の創出に努めます。

## エ 道路沿道景観

国道や県道などの幹線道路の沿道には、規模の大きな事業所や商業施設などが立地しており、町の活気を感じることができます。また、沿道では桜などの緑化が行われ、富岡街道（国道 114 号）<sup>\*1</sup>、浜街道（県道 391 号広野小高線）<sup>\*2</sup>などは街道としての町の歴史を伝えます。主要な道路は、自動車利用者などに対して本町を印象づける沿道景観をつくり出しています。



電線地中化による景観整備が行われている国道 114 号

住民や来訪者の視点を考慮し良好な沿道景観づくりを進めます。沿道の緑化、広告物の色彩や大きさの配慮など、秩序があり、潤いのある道路景観の形成を誘導していきます。

### (4) 活動景観

イベントなどの活動は、場所とともに歴史やにぎわいを感じられる景観をつくり出し、体験とともに記憶に残り続けます。震災後に休止しているものも多くありますが、かつての活気ある景観は記憶に残り続けており、再開されることで、活気やにぎわいのある景観をつくり出し、また、地域の歴史を未来に伝えます。



標葉郷野馬追祭

富岡街道<sup>\*1</sup>：明治時代に福島 - 浪江間を結ぶ道として整備された。県庁から郡役所所在地である富岡に至る道路であるため「富岡街道」と命名された。

浜街道<sup>\*2</sup>：古代・中世からあったと考えられ、水戸街道を延長して浜通りを南北に貫き、<sup>りくぜんのかくに</sup>陸前国へ至る街道。明治になって「陸前浜街道」と名付けられた。

## ア 伝統行事

震災前は各地区で神楽や盆踊りなどの伝統行事が行われていました。一部の地域では再開され、地域の歴史文化を伝えています。

## イ イベント

十日市祭や標葉郷野馬追祭などで、町内外から多くの人々が訪れ、人々の活動が、にぎわいのある景観を形成しています。

伝統行事などが行われる歴史的な環境を大切にします。また、伝統的な祭礼が際立つ町並みや施設の景観づくりを進めます。

## (5) 施設景観

町内には、公共施設として、町内各地の地域らしさ・シンボル性など、個性が際立つ建物が所在しています。多くの人が集い利用する公共施設は、住民生活に欠かせない施設であり、地域の景観づくりを先導する役割を果たすことが求められます。また、JR 浪江駅や道の駅なみえなどの施設は、町の玄関口となる施設であり、来訪者をもてなし、町を印象づけるものとなっています。浪江町役場や道の駅なみえは、多くの町民が集まるイベントなどの会場としても利用されています。



道の駅なみえ

地域の人々に愛され親しまれる景観づくりを行います。地域らしさやシンボル性などを十分に考慮しながら、周辺景観との調和に配慮した施設づくりを目指します。

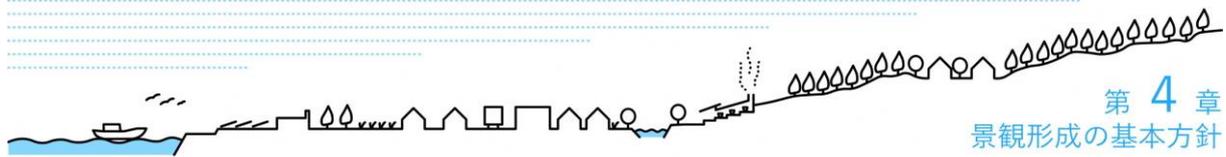
## (6) 眺望景観

町の東部は平野が広がっており、阿武隈山系の山並みや丘陵地などの高台は、市街地の背景になるとともに、こうした地形からは市街地や田園風景、太平洋を一望することができます。また、国道 114 号の J R 常磐線より東側は拡幅にともない無電柱化され、広々とした見通し景観が得られます。



大平山からの眺望

眺望景観を維持するとともに、それを楽しむ場を形成します。浪江のイメージをつくる眺望景観を保全します。また、市街地などでは、眺望点からの景観を意識し、景観を阻害しないような配慮を行います。



### (7) 震災の記憶・教訓を伝える景観

本町では、津波で被災した浪江町立請戸小学校を震災遺構として保存しています。また、請戸小学校から大平山への眺望は、小学校の児童が大平山を目指して避難したという物語とともに、震災の教訓を現在に伝える景観となっております。

福島県復興祈念公園の整備が計画されており、公園から沿岸部を一望できる眺望は、震災の記憶を重ねることのできる景観となります。



福島県復興祈念公園（計画）の全体鳥瞰図  
（「福島県復興祈念公園の施設配置計画」より）

施設や場所の保全に加え、そこから周辺を見渡す景観も保全します。震災遺構などの周辺においては、施設や場所からの眺望を阻害しないよう配慮を行います。

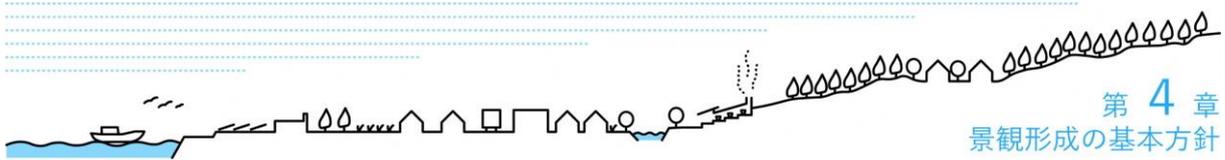
### (8) 町の景観の骨格

前項までに整理した景観特性を踏まえ、特徴的なエリアやつながりを抽出し、本町の景観づくりの骨格を以下に整理します。

#### ア 景観拠点

景観的な特徴のあるエリアを景観拠点として位置づけ、本町の特徴的な景観を楽しむことのできる景観づくりを行います。

- (ア) 自然景観拠点
  - a 請戸海岸
  - b 高瀬川溪谷
- (イ) 歴史・文化的景観拠点
  - a 陶芸の杜おおぼり
  - b 大聖寺
  - c 標葉神社
  - d 津島中心部
- (ウ) 市街地景観拠点
  - a 浪江駅周辺
  - b 棚塩産業団地、南産業団地、北産業団地、藤橋産業団地
- (エ) 活動景観拠点
  - 道の駅なみえ・浪江町役場周辺
- (オ) 震災伝承拠点
  - 福島県復興祈念公園



### イ 景観軸（景観の特徴的なつながり）

景観の特徴的なつながりを景観軸として位置づけ、自然環境や歴史を大切にしながら、連続性を意識した景観づくりを行います。

(ア) 河川

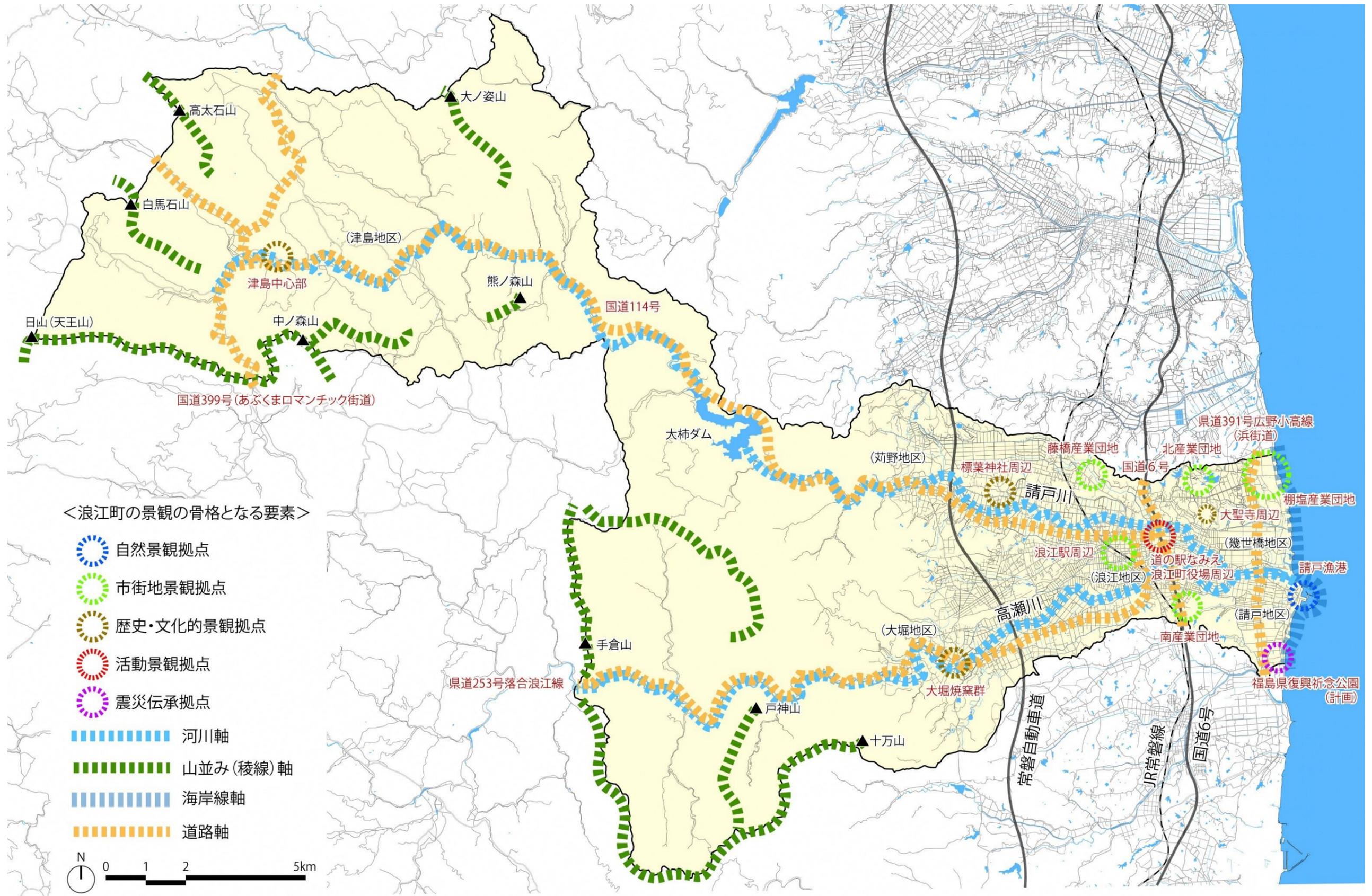
請戸川、高瀬川

(イ) 山並み（稜線）

(ウ) 海岸線

(エ) 主要道路

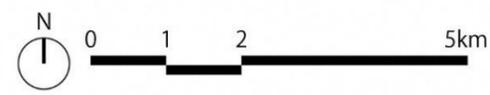
国道 6 号、国道 114 号、国道 399 号（あぶくまロマンチック街道）、県道 253 号落合浪江線、県道 391 号広野小高線（浜街道）



<浪江町の景観の骨格となる要素>

- 自然景観拠点
- 市街地景観拠点
- 歴史・文化的景観拠点
- 活動景観拠点
- 震災伝承拠点

- 河川軸
- 山並み(稜線)軸
- 海岸線軸
- 道路軸



浪江町の景観づくりの骨格

### 3 地区ごとの景観特性と方針

#### (1) 浪江地区（権現堂、川添、樋渡、牛渡、高瀬）

##### ア 地区の特徴

中世に条里制<sup>※1</sup>で整備された田の区画割（権現堂条里制跡）が、現在も基盤目状の街路網として残っています。近世には、「高野宿<sup>※2</sup>」が形成され、まちが発展しました。JR 浪江駅は明治 31 年（1898）に開業した本町の玄関口となる施設です。また、国道 114 号の一部は、拡幅に伴い電線地中化などの景観整備が行われています。

震災前は、駅東側には新町通り、駅前通りの 2 つの商店街が形成され、町内外から多くの人が訪れ、商店が立ち並ぶにぎわいのある街並みがありました。また、標葉郷野馬追祭や裸参り、十日市祭など、多くの人が集まる行事が行われ、本町の中心としてにぎわいのある景観をつくり出していました。

震災後には多くの建物が取り壊されましたが、現在も、飲食店や事業所などが点在しています。また、休止していた行事も再開されつつあります。浪江駅東側では、浪江駅周辺整備事業により商業施設や公営住宅の整備が計画され（令和 8 年度（2026）末完成目標）、浪江駅西側では、ふれあいセンターなみえが令和 4 年（2022）6 月にオープン



新町通りでの十日市 (H17.11)



標葉郷野馬追祭 (R3.5)



ふれあいセンターなみえ (R6.3)



請戸川リバーライン (R2.3)



丈六公園からの眺望



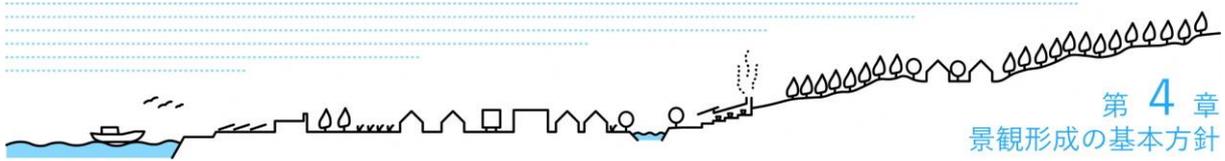
浪江駅周辺整備 (R9.3 完成目標)

( ) は写真の撮影時期    震災前    震災後    計画

条里制<sup>※1</sup>：古代の田畑の土地割

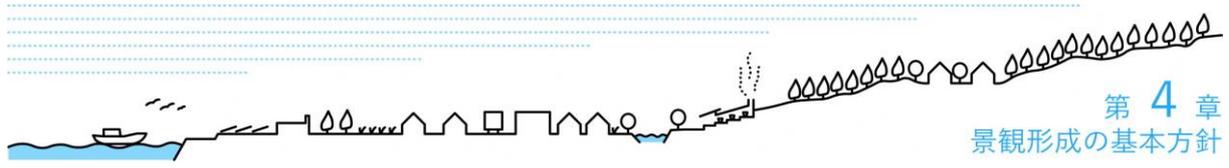
高野宿<sup>※2</sup>：浜街道の宿駅として権現堂村（現在の大字権現堂）に置かれた。東西方向に長く町並みが形成され（現在の国道 114 号）、中央に本陣などが置かれ、東西に旅籠や茶屋が建ち並んでいた。後に浪江宿と名称が変更された。





第4章  
景観形成の基本方針

景観の種類	主要な景観資源
自然景観	請戸川リバーラインの桜並木、丈六公園、丈六沼、請戸川、高瀬川、中央公園
歴史・文化的景観	権現堂条里制跡（街路網）、権現堂城跡、浪江神社
市街地景観	新町通り商店街、駅前通り商店街、浪江駅周辺整備（計画）、国道114号沿いの街並み
活動景観	十日市祭、標葉郷野馬追祭、裸参り
施設景観	浪江駅、ふれあいセンターなみえ、浪江町地域スポーツセンター、いこいの村なみえ、福島国際研究教育機構（F-REI）（計画）
眺望景観	丈六公園からの眺望、西台からの眺望



## (2) 幾世橋地区（幾世橋、北幾世橋、棚塩）

### ア 地区の特徴

幾世橋地区には、中世に標葉郡を支配した泉田氏一族により築かれた泉田城跡が残ります。また大聖寺境内は5代相馬藩主の相馬昌胤の隠居した場所であり、現在も数多くの文化財が集積し、緑豊かな社叢は積み重ねられた歴史や文化を現在に伝えます。北幾世橋地区には、周辺の農地の営みを支える金ヶ森溜池があり、高台からは、広がる農地や太平洋を望むことができます。

震災前はやな場で鮭漁が行われ、毎年行われる鮭まつりには多くの人が集まっていました。また、河口にはマリパークなみえがあり、周辺を含めて、多くの家族連れなどが訪れるレクリエーションの場となっていました。沿岸部は東日本大震災により大きな被害を受けました。

震災後は、令和2年（2020）に棚塩産業団地が整備され、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）や福島高度集成材製造センター（FLAM）、福島ロボットテストフィールド浪江滑走路など、新産業をつくり出す拠点として工場などの大規模な施設が集積する新たな景観が形成されています。また、浪江町役場、なみえ創成小・中学校、浪江にじいりこども園は、多くの町民が利用する施設であり、道の駅なみえには町外からも多くの来訪者があり、イベントなどの活動もあわせて、町を町内外に発信する景観をつくり出しています。



鮭まつり（H18.11）



大聖寺（R6.3）



福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（R6.3）



水神宮からの眺望（R6.6）



金ヶ森溜池（R6.6）



道の駅なみえ（R5.12）

( ) は写真の撮影時期    震災前    震災後    計画

大聖寺や請戸川など、地区の歴史や文化を伝える景観を守り、継承するとともに、新たな産業の集積を内外に発信する魅力的な景観の形成を目指します。

### イ 主な景観資源



景観の種類	主要な景観資源
自然景観	鮭やな場、金ヶ森溜池、請戸川、高瀬川、海岸防災林
歴史・文化的景観	大聖寺(大聖寺銅鐘、大聖寺のアカガシ樹群、旧渡部家住宅、相馬家御廟 <small>ごびょう</small> 所ほか)、初発神社(本殿(養真殿))、泉田城跡
市街地景観	棚塩産業団地、北産業団地
活動景観	鮭祭り、鮭漁
施設景観	道の駅なみえ、浪江町役場、幾世橋防災コミュニティセンター、なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園
眺望景観	水神宮、海光の丘(棚塩産業団地見晴台)からの眺望

### (3) 請戸地区（請戸、中浜、両竹）

#### ア 地区の特徴

請戸地区は、古くから漁業が盛んな地区です。請戸川河口に築造された請戸漁港には漁船が停留し、後背には漁師町が形成されていきました。漁港南側の請戸海岸は、美しい砂浜が続き、海水浴やサーフィンで多く人が訪れていました。内陸部には、田園地帯が広がっており、大平山は、大平山横穴墓群おおひらやまが発掘され、古代から人々の暮らしがあったことが知られています。

震災により、沿岸部の漁港や後背地は大きな被害を受け、地区の景観は大きく変わりました。

地区では復興事業が進められ、請戸漁港は令和3年（2021）3月に復旧し、本町内で唯一、延喜式内社えんぎしきないしゃ※<sup>1</sup>といわれる苕野神社くさのじんじゃが令和5年（2023）2月に再建されるなど、地区の景観が再整備されています。苕野神社祭礼では、地区の人たちが集まり、豊漁と海上の安全を願う安波祭りあんばまつが行われます。また、地区からは、請戸漁港から漁船が往来する風景が見られ、毎年1月2日には、1年間の海上安全と豊漁を祈願する出初式が行われます。大平山霊園からは、地区に広がる田園風景や請戸海岸、太平洋を一望することができます。

被災した浪江町立請戸小学校は震災遺構として保存され、旧墓地は先人の丘として整備されました。また、沿岸部には福島県復興祈念公園が整備中であり、震災の記憶・教訓を継承し、伝える景観整備が行われています。



請戸漁港・出初式（H30.1）



苕野神社（R6.3）



安波祭（H30.1）



震災遺構浪江町立請戸小学校（R6.6）



福島県復興祈念公園からの眺望（R6.8）



福島県復興祈念公園（R8.3完成目標）

（）は写真の撮影時期    震災前    震災後    計画

延喜式内社※<sup>1</sup>：延長5年（927）にまとめられた『延喜式神名帳』に記載された神社。

太平洋を望み、請戸漁港の活気とにぎわいが感じられる景観を守り、また、東日本大震災の記憶と教訓を伝える景観を継承します。

## イ 主な景観資源



景観の類型	主要な景観資源
自然景観	請戸海岸、諸戸漁港、大平山、復興海浜緑地、海岸防災林
歴史・文化的景観	茗野神社
市街地景観	南産業団地
活動景観	安波祭、出初式、あるけあるけ初日詣大会
眺望景観	大平山霊園、福島県復興祈念公園（計画）からの眺望
震災を伝える景観	福島県復興祈念公園、震災遺構浪江町立請戸小学校、大平山霊園、先人の丘

#### (4) 大堀地区（酒井、谷津田、井手、小丸、大堀、末森、田尻、小野田）

##### ア 地区の特徴

大堀地区では、江戸時代より続く大堀相馬焼が生産されており、震災前には 20 軒を超える窯元が集積していました。地区西部は、<sup>てくらやま</sup>手倉山や<sup>とがみやま</sup>戸上山などの多くの登山客が訪れる山々が連なり、山間を流れる高瀬川流域には良好な溪谷美が形成され、新緑や紅葉の名所となっていました。また、酒井地区や小野田地区では、花で景観を彩る活動も行われていました。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、地区の大部分が帰還困難区域となっていますが、末森地区が特定復興再生拠点区域として指定され、令和 5 年（2023）3 月 31 日に当該区域の避難指示が解除されました。

現在、陶芸の杜おおぼりが大堀相馬焼の歴史を伝え、毎年の大せとまつり（令和 5 年度（2023）から再開）には多くの人々が訪れます。また、平野部の田園地帯はメガソーラーが設置され、景観が大きく変わっています。



高瀬川溪谷（震災前）



ふれあいハイキング（H21）



コスモス（酒井地区）（震災前）



陶芸の杜おおぼり（R6.3）



おおせとまつり（R5.6）

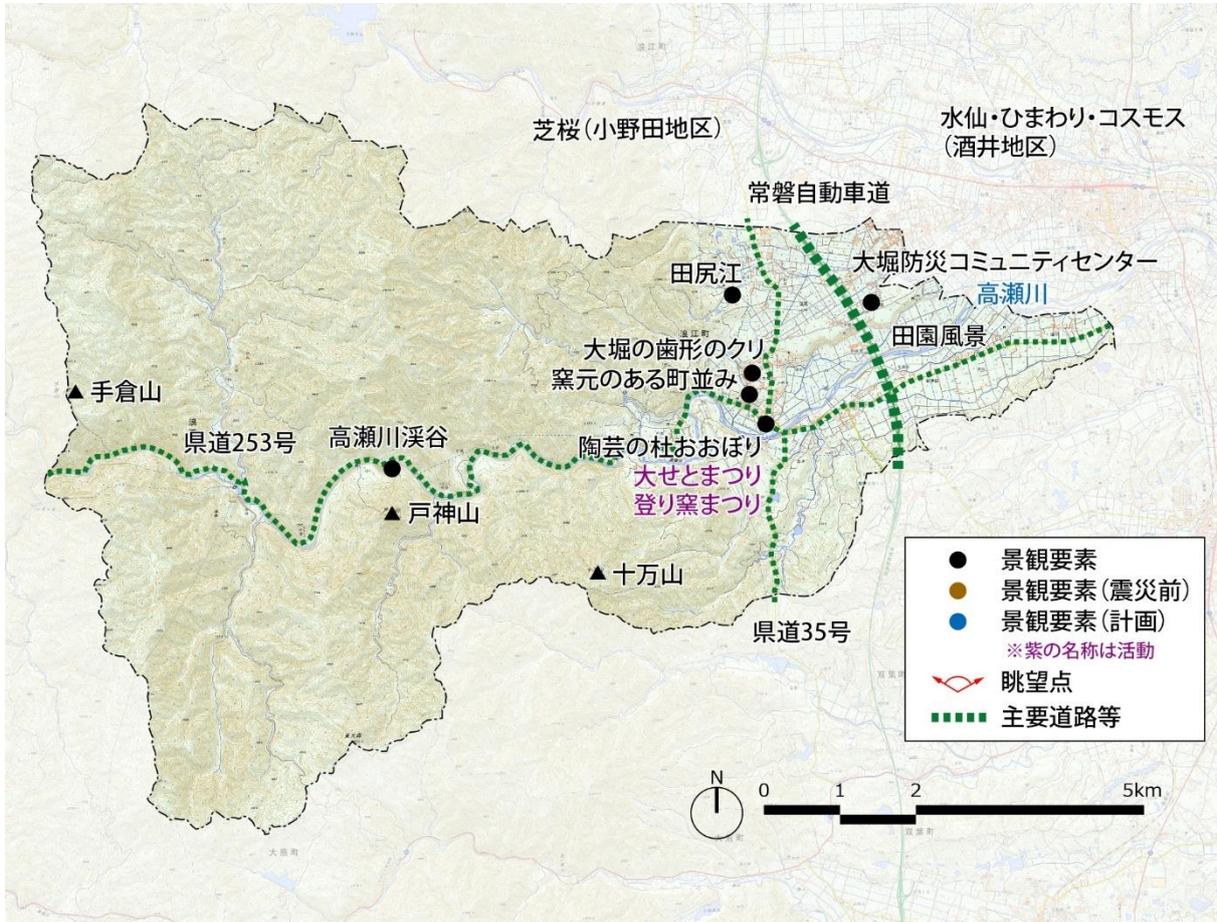


大堀の歯形のクリ（R6.5）

( ) は写真の撮影時期    震災前    震災後    計画

山、川の豊かな自然環境を守るとともに、大堀相馬焼に代表される地区の歴史や文化が感じられる景観を継承します。

イ 主な景観資源



景観の種類	主要な景観資源
自然景観	手倉山、戸神山、十萬山、高瀬川溪谷、大堀の歯形のクリ、田尻江（農業用水路）、水仙、ひまわり、コスモス、芝桜、
歴史・文化的景観	窯元のある町並み
活動景観	大せとまつり、登り窯まつり
施設景観	陶芸の杜おおぼり、大堀防災コミュニティセンター

(5) 苅野地区（加倉、苅宿、西台、藤橋、酒田、室原、立野）

ア 地区の特徴

阿武隈山系の山並みを背景に請戸川の扇状地に農地が広がり、カコイと呼ばれる屋敷林に囲まれた農家住宅が点在しています。相馬藩内の三代堤といわれた酒田のから堤<sup>※1</sup>があり、歴史を有する田園風景です。標葉神社は、標葉氏、相馬氏に尊崇されており、当地方では中心的な役割を果たしている神社でした。また、室原地区の菜の花やコスモスなど、住民による積極的な景観づくりも行われてきました。

請戸川の上流にある、大柿ダムのダム湖や不動滝は本町を代表する景観資源であり、かつて川には多くの釣り人も訪れていました。藤橋不動尊では、震災前は不動市が行われ県外からも来訪者があり春の風物詩としてにぎわいを見せていました。

震災後は、営農が再開されない農地などもみられますが、平成 31 年（2019）には、標葉神社の祭礼が再開され、地域の人々が集まり、獅子舞なども披露されています。

また、常磐自動車の開通に伴い、平成 26 年（2014）に浪江 IC が整備され、本町の新たな玄関口となっています。



不動滝 (R5. 7)



室原地区の菜の花 (H22. 5)



藤橋不動尊の不動市（震災前）



カコイと民家 (R6. 6)



標葉神社 (R6. 6)



浪江町防災交流センター (R6. 3)

( ) は写真の撮影時期    震災前    震災後    計画

酒田のから堤<sup>※1</sup>：相馬藩内の三大堤の一つであり、藤橋、北幾世橋、棚塩の灌漑用水の堤であったと考えられる。延宝年中（1673～1680）に築堤されたが、文政年中（1818～1829）に大破し、それ以後は再築されることなく、から堤となったといわれる。また、酒田のから堤という昔話がある。昔々カニとウナギが争い、カニが勝ったが、勢い余って土手まで穴だらけにしてしまい、堤に水が溜まらなくなって、カニも生きていけなくなったというお話である。



(6) 津島地区（津島、羽附、南津島、川房、屋曾根、下津島、赤宇木）

ア 地区の特徴

津島五山<sup>※1</sup>といわれる山々に囲まれ、山間に集落が点在しています。それぞれの集落の中には、寺社や農家住宅などの歴史のある建物が建ち並び、軒先には干し柿や凍み餅がつるされるなど、暮らしを感じられる風景がありました。江戸時代より伝わる五穀豊穡を祈る津島の田植踊りは、地域の歴史文化を伝えます。阿武隈地域をつなぐあぶくまロマンチック街道（国道 399 号）が南北に通り、緑豊かな美しい里山地区の伝統文化や生活文化が溶け込む景観を見ることができます。

阿武隈山系第二の秀峰の<sup>ひやま</sup>日山では山開きイベントが行われ、多くの人が集まり、登山が行われてきました。緑豊かな国有林は、住民による森林ボランティアが行われ、環境が守られてきました。津島松は、真つすぐに伸びる良質な松として徳川幕府に献上されていた歴史があり、全国に出荷されていました。

地区の全域が帰還困難区域となりましたが、新たなまちづくりと交流エリア整備を行う区域として、特定復興再生拠点区域（津島地区）が指定され、令和 5 年（2023）3 月 31 日に当該区域の避難指示が解除されました。

現在は、日山の山開きが再開されており、また、つしま活性化センターや旧津島小学校などでイベントが行われるなど、住民の帰還が進むのに伴い、新たな活動・景観が生まれています。



凍み餅（震災前）



森林ボランティア（震災前）



津島松（R4. 8）



つしま活性化センター（R6. 3）



日山・山開き（R5. 7）



津島地区の紅葉（震災後）

( ) は写真の撮影時期    震災前    震災後    計画

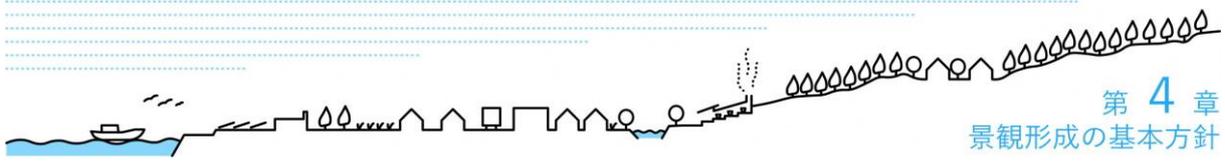
山、川の豊かな自然環境を守るとともに、農林業などの生業や暮らしの営みを感じられる山村集落の景観を継承します。

津島五山<sup>※1</sup>：津島地区にある 5 つの山。ひやま 日山、なかのもりやま 中ノ森山、くまのもりやま 熊ノ森山、おおのすがたやま 大ノ姿山、こうたいしやま 高太石山。

イ 主な景観資源



景観の種類	主要な景観資源
自然景観	津島五山（日山、中ノ森山、熊ノ森山、大ノ姿山、高太石山）、白馬石山、請戸川、大柿ダム
歴史・文化的景観	山間集落の町並み
活動景観	津島の田植踊り、つしま肉まつり
施設景観	つしま活性化センター
眺望景観	日山展望台、国道114号からの眺望



## 4 景観形成重点地区について

### (1) 景観形成重点地区の考え方

特に重点的かつ計画的に景観形成を図っていくことが望ましい区域については、「景観形成重点地区」として設定します。景観形成重点地区の考え方は以下のとおりです。

ア 景観計画区域は町全域としますが、特徴的な街並み景観を有する地区を特に重点的かつ計画的に景観形成を図る景観形成重点地区に位置づけ、建築物などの景観の誘導を図ります。

イ 建築物などの誘導にあたっては、地域の景観特性や課題、誘導を図るべき建築物などの内容を踏まえながら、一体的な景観の形成を進めるため、きめ細かな景観誘導を図ります。

ウ 景観形成重点地区の区域の設定は、地域の景観特性が色濃く現れているなど、景観形成上一体的な景観の形成が求められる広がりや区域として設定します。

エ 具体的な区域検討においては、現在の土地利用規制などを踏まえつつ、歴史や景観、社会的視点などを踏まえて設定します。

### (2) 景観形成重点地区の設定方針

景観形成重点地区は、地域の住民や事業者の意向を踏まえて設定します。設定にあたっては、地区の特徴や課題、目指す将来像を住民及び関係者などで共有し、地区独自のきめ細かな景観形成の基準を作成し、景観誘導を図っていきます。

今後、浪江駅周辺整備事業が実施される浪江駅周辺などにおいて、検討を行っていきます。

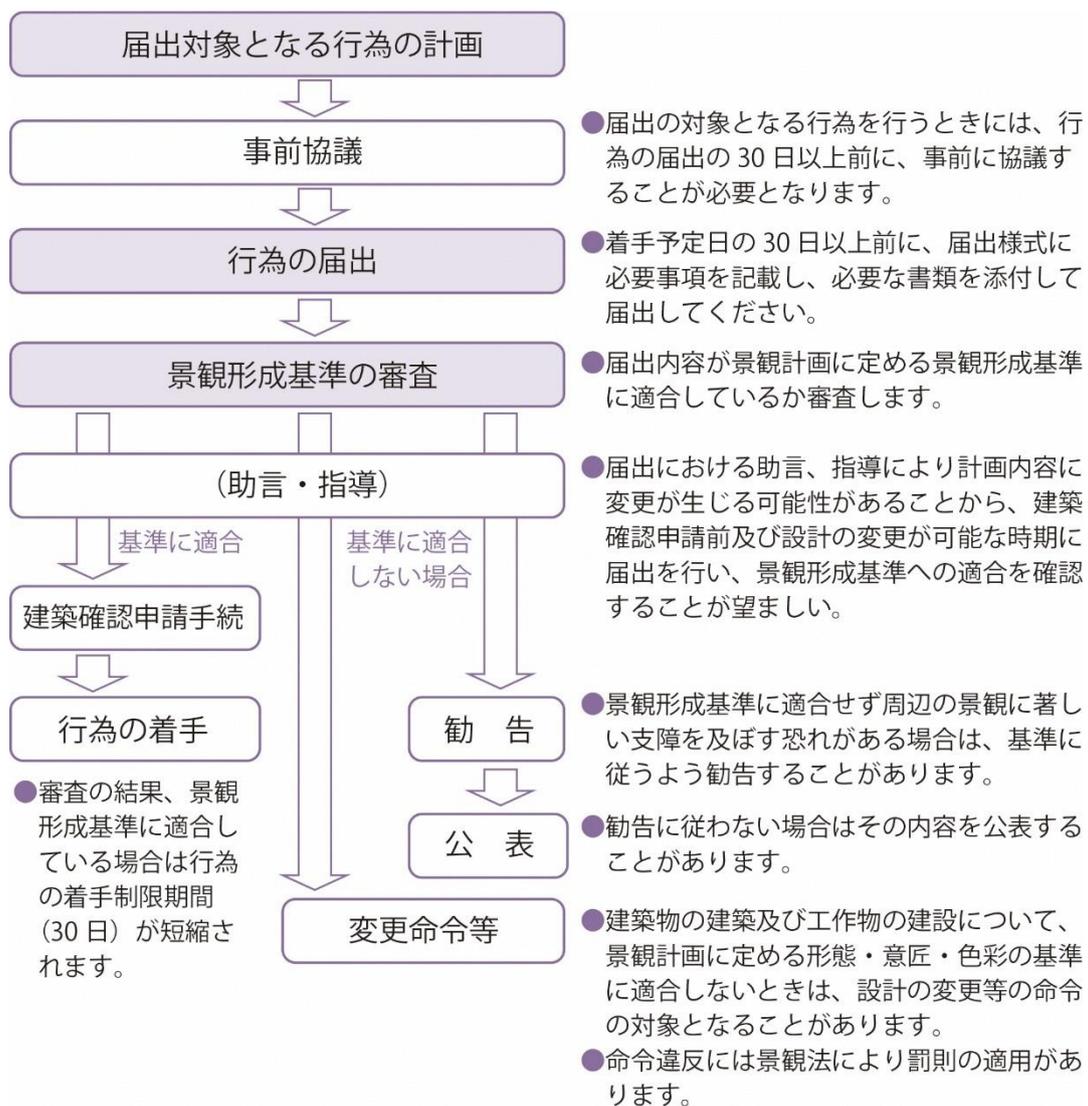
## 第 5 章 良好な景観形成のための行為の制限

### 1 届出に関する手続き

景観計画区域では、景観法第 16 条第 1 項により一定の行為について届出を行わなければならないものであり、届出対象行為として、法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

本計画において、計画区域内の届出対象行為は、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物や工作物の建設及び開発行為などを対象とします。また、本町の景観形成を先導する取組を進めていく景観形成重点地区においては、届出の対象となる行為を別に定めます。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第 16 条第 3 項）の対象となります。また、特定届出対象行為については、変更命令など（法第 17 条第 1 項）ができることとなっています。



手続きのフロー図

## 2 届出対象行為

建築物や工作物の建設及び開発行為などのうち、届出の対象となる行為は、以下のとおりです。届出の対象となる行為のすべてについて、届出の前に事前協議が必要です。

### (1) 建築物（景観法第 16 条第 1 項 1 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
新築又は移転	高さ 10m 超 又は 延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 超
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為後上記に掲げる規模かつ当該行為に係る部分の延床面積若しくは面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 超

### (2) 工作物（景観法第 16 条第 1 項 2 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
①擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5m 超
②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く) ③煙突、排気塔その他これらに類するもの ④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	高さ 10m 超
⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20m 超
⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの ⑬太陽光発電設備（地上設置に限る）	高さ 10m 超 又は 築造面積 1,000 m <sup>2</sup> 超
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑬までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積若しくは面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 超又は当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

(3) 開発行為（景観法第 16 条第 1 項 3 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）	面積 3,000 ㎡超 又は 法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

(4) その他条例で定める項目（景観法第 16 条第 1 項 4 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 ㎡超 又は 法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3m 超 又は 堆積の用に供される土地の面積 500 ㎡超
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 ㎡超 又は 法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

### 3 景観形成基準

景観形成の基本方針を具体化するために、景観形成基準を以下のとおりとします。

(1) 基本事項

景観形成基準
ア 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史などの地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
イ 届出行為の計画に当たっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）などに基づく施策並びに県の条例などに基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。

(2) 共通事項

景観形成基準
ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物などへの眺望の妨げにならないよう努めること。
イ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
ウ 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備す

るよう努めること。

エ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景など、異なる視点からの検討を行うよう努めること。

オ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景などを考慮するよう努めること。

カ 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

**(3) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更**

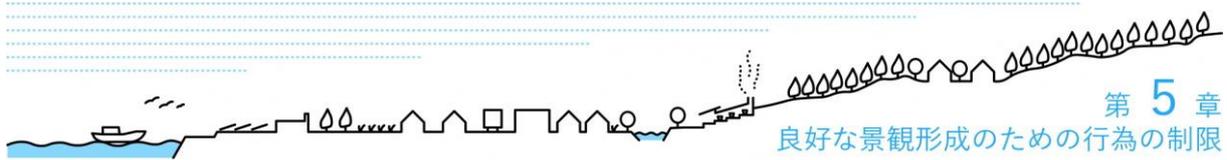
項目	景観形成基準
位置	<p>ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地などを保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>イ 山頂、丘陵地の頂部などの従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。</p> <p>ウ 連続する町並みなどの壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。</p> <p>エ 歴史的建造物などの保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。</p> <p>オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。</p> <p>カ 行為地が都市部にある場合は、隣接する優れた景観を有する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。</p>
規模	<p>ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割などによって規模を調節すること。</p> <p>イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。</p>
形態	<p>ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。</p>
意匠	<p>ア ベランダ、バルコニーなどは、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体として秩序ある意匠とすること。</p> <p>イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。</p> <p>ウ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとするなど、建築物全体として秩序ある意匠とすること。</p> <p>エ 歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁などの意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。</p> <p>オ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。</p> <p>カ 建築物の外壁には、施設の名称などを除き必要以上の広告及び図画などを表示しないよう努めること。</p> <p>キ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>ク 道路などの公共空間から見通すことのできる外壁などは、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。</p>

色彩	<p>ア 外壁、屋根などには、けばけばしい色彩、高彩度の色彩などの不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は下表の色彩とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R・YR・Y</td> <td style="text-align: center;">彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td style="text-align: center;">彩度 3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アクセントカラーや素材色などで、良好な景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。</p> <p>イ 外壁、屋根などの一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。</p> <p>ウ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物などの色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。</p>	色相	彩度	R・YR・Y	彩度 6 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度 3 以下
色相	彩度						
R・YR・Y	彩度 6 以下						
GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度 3 以下						
素材	<p>ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、歴史的建造物などに使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。</p> <p>オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果などを考慮した素材を使用すること。</p>						
敷地の緑化	<p>ア 建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。</p> <p>イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。</p> <p>オ 道路などの公共空間に面する外壁などの前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。</p>						
その他	<p>ア 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣などによって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。</p> <p>イ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。</p> <p>ウ 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退することなどにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。</p>						

**(4) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更**

項目	景観形成基準
位置	<p>ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地などを保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>イ 山頂、丘陵地の頂部などの従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。</p> <p>ウ 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。</p>

	<p>エ 行為地が歴史的建造物などの優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。</p> <p>オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。</p>						
規模	<p>ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割などによって規模を調節すること。</p> <p>イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。</p>						
形態	<p>ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。</p> <p>イ 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。</p>						
意匠	<p>ア 工作物全体として秩序ある意匠とすること。</p> <p>イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。</p> <p>ウ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。</p> <p>エ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。</p> <p>オ 工作物とそれらに附属する、さくなどの表面には、施設の名称などを除き必要以上の広告、図画などの表示を行わないこと。</p>						
色彩	<p>ア 工作物の表面には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩などの不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は下表の色彩とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d2b48c;">色相</th> <th style="background-color: #d2b48c;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP</td> <td>彩度 3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アクセントカラーや素材色などで、良好な景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。</p> <p>イ 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。</p>	色相	彩度	R・YR・Y	彩度 6 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度 3 以下
色相	彩度						
R・YR・Y	彩度 6 以下						
GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度 3 以下						
素材	<p>ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>ウ 地域の自然素材又は伝統的な素材を使用するよう努めること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、歴史的建造物などに使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。</p> <p>オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果などを考慮した素材を使用すること。</p>						
敷地の緑化	<p>ア 工作物との調和を図りながら行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。</p> <p>イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。</p> <p>オ 道路などの公共空間に面する外壁などの前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。</p>						



太陽光発電設備	<p>ア 太陽光パネルの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。</p> <p>イ 太陽光パネル、フレーム、架台及び脚部などの附属設備を含め、低明度・低彩度の目立たないもので、周辺の景観と調和した色彩を使用すること。</p> <p>ウ 太陽光パネルの材質は低反射性のもの又は防眩処理などを施したものを使用すること。</p> <p>エ 主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。主要な眺望点から視認できる場合には、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽および配置などの工夫を行うこと。</p> <p>オ 屋根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない、若しくは土地形状に違和感を与えないように配慮すること。</p>
---------	---

**(5) 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）・水面の埋め立て又は干拓**

項目	景観形成基準
土地の形状	<p>ア 地形の変更をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。</p> <p>イ 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。</p>
土地の緑化	<p>ア 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。</p> <p>イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。</p>
法面の外観	<p>ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないように配慮すること。</p> <p>イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディングなどによって周辺の起伏と滑らかに連続させること。</p> <p>ウ 周辺の植生との調和に配慮した法(のり)面の緑化を行うこと。</p> <p>エ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。</p> <p>オ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画などを行わないこと。</p>
その他	<p>ア 調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防などを周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽などを工夫すること。</p> <p>イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川などがある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。</p>

**(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更**

項目	景観形成基準
遮へい	<p>ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 行為地の周囲への樹木の植栽などによって、周囲の道路などからの遮へい措置を講ずること。</p>
敷地の形状	<p>ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないように努めること。</p> <p>イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾(こう)配とし、ラウンディングなどによって</p>

	<p>周辺の起伏と滑らかに連続させること。</p> <p>ウ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。</p> <p>エ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画などを行わないこと。</p>
跡地の緑化	<p>ア 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p>
その他	<p>ア 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫すること。</p> <p>イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川などがある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。</p>

### (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積又は貯蔵の方法	<p>ア 集積又は貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とすること。</p> <p>イ 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。</p>
遮へい	<p>ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 行為地の周囲への樹木の植栽などによって、周囲の道路などからの遮へい措置を講ずること。</p>

**参考：色彩について**

色彩を正確かつ客観的にとらえるため、マンセル表色系を用います。マンセル表色系は一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの属性の組み合わせで表現します。

[色相] 赤、黄色、青のような色の相違を表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。伝統的な日本の建築物や工作物などの外装色は、大多数が赤、黄赤、黄の暖色系であり、建築物としてのなじみやすきに大きく影響します。

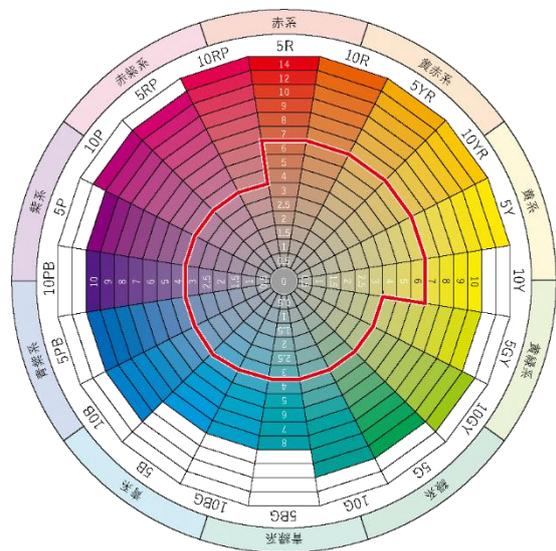
[明度] 明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。明度の違いは遠くからでも認識しやすいため、眺望景観などに大きく影響します。明るさを抑えると、緑などの自然の背景と融和しやすくなります。

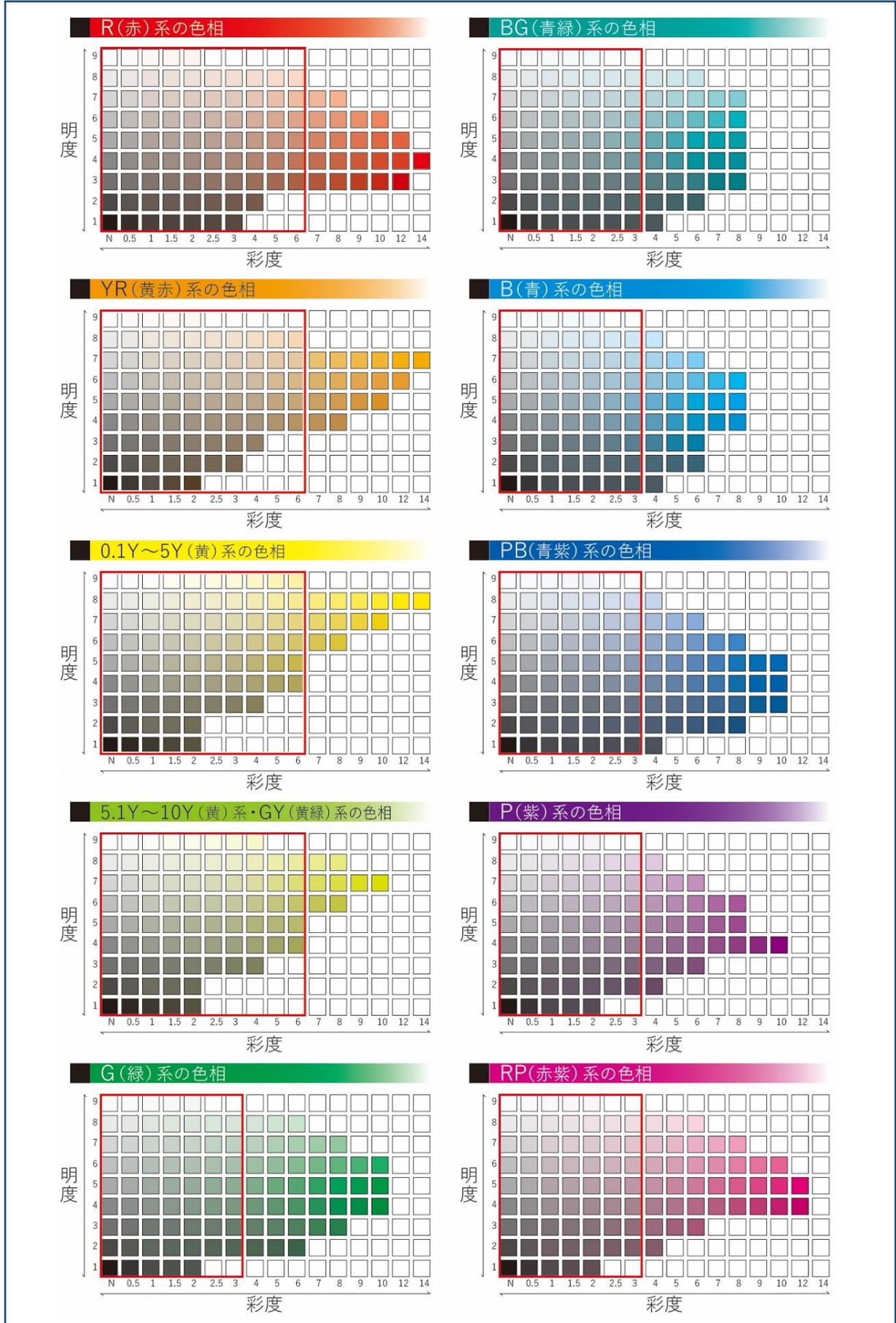
[彩度] 彩やかさの度合いを0から14までの数値で表します。くすんだ色ほど数字が小さく、明瞭な色ほど数字が大きくなります。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。彩度の高い色は目立ち、彩度の低い色は周辺の景観に融和し、街並みの秩序形成に大きく影響します。

**建築物・工作物の色彩基準**

色相	彩度
R・YR・Y	彩度6以下
GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度3以下

右図の赤枠が、色彩基準に適合します。なお、印刷による正確な色ではないため、実際の色は色見本などによって確認してください。





## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

### 1 景観重要建造物の指定方針

本町には、歴史的価値の高い建造物や、地域固有の伝統的な形態を有している建造物、震災前から地域住民に親しまれていた建造物があります。加えて、震災の記憶をつなげる建造物、復興事業により未来につながる新たな景観をつくり出す建造物があります。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のため、良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物について、積極的に保全・継承に努めていきます。

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から望見されるもので、以下に示す項目のいずれかに該当する建造物を、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定し、保存・活用を支援します。

#### ①歴史的・文化的に価値の高い建造物

- ・町または県の指定文化財などの建造物
- ・国登録有形文化財などの歴史・文化性のある建造物

#### ②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物

- ・地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す建造物
- ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
- ・震災の記憶を伝える建造物

#### ③地域のランドマークとなっている建造物

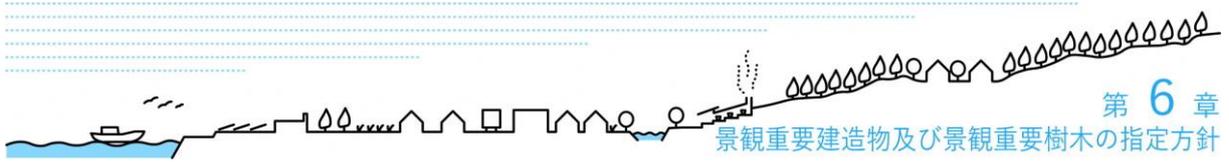
- ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
- ・地域の景観に影響の大きい建造物

### 2 景観重要樹木の指定方針

本町には、歴史・文化的な意義を持つ樹木、神社の社叢、並木など、地域の景観を形成する上で重要な樹木があります。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のため、良好な景観形成に重要な役割を果たす樹木について、積極的に保全・継承に努めていきます。

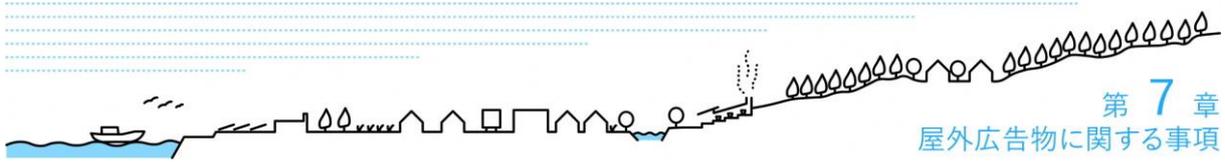
地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から望見されるもので、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木に指定し、保存・活用を支援します。



## 第6章

### 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

- ①地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている樹木
  - ・地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す樹木
  - ・震災の記憶を伝える樹木
- ②地域のランドマークとなっている樹木
  - ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
  - ・地域の景観に影響の大きい樹木
  - ・樹齢や樹容などに優れた樹木



## 第 7 章 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、商業などのにぎわい演出の効果がある一方で、無秩序な設置は景観を阻害する要因となります。また、近年はディスプレイなどのデジタルサイネージが増加し、景観に加えて、住環境への影響も懸念されています。周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約するなど、質の高い景観創出に向けて、規制・誘導を行っていきます。

屋外広告物に係る行為の制限については、福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図ります。

## 第 8 章 公共施設の景観形成に関する方針

### 1 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観の骨格となる重要な要素であり、地域のシンボルとなる要素でもあります。これらの公共施設は利便性だけでなく、来訪者に町を印象づける要素ともなります。そのため、景観計画区域における道路、河川、公園などの公共施設については、当該公共施設管理者との協議、同意に基づき、景観重要公共施設に位置づけて、良好な景観の形成に向けた整備に取り組むことを検討します。

景観重要公共施設の整備を行う際には、福島県公共事業景観形成指針による基本的な考え方を活かすとともに、本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

#### (1) 道路

道路は、快適な走行性を確保しつつ、背景となる山並みや田園風景などの地域特性に調和した景観形成を図ります。また、連続するオープンスペースとして、緑地帯の確保や自然地形への配慮を行います。歩道などの空間は、町並みと調和し、歩行者にとって魅力的な景観形成を図ります。

- ア 自然景観と調和した整備・改善を行うものとし、また、緑化に努めます。
- イ ガードレールなどの附属施設の形態、色彩、素材は周辺景観と調和したものとします。
- ウ 歩行空間は、歩行者が安心して移動できることのできる空間として整備・改善し、沿道の建物と一体となった景観づくりを行います。

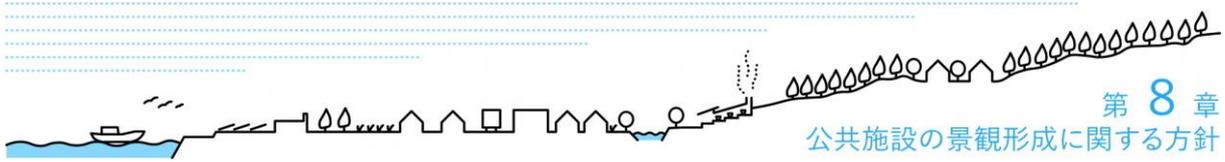
#### (2) 河川

景観的な視点に加えて、そこに息づく生態系や自然環境を守り、河川緑地の保全や親水化を進めながら、町民や来訪者の憩いの場として楽しむことのできる景観づくりを検討します。

- ア 親水性の高い空間づくりを行うとともに、景観に配慮して河川並木や親水護岸の整備、水質浄化などを促進し、潤いある水の景観づくりを行います。
- イ 周辺地域からの見え方や河川敷などから周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を行います。
- ウ 治水上の安全性などを適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用い、自然環境に近い河川景観の形成を行います。
- エ 案内板や標識などを設ける場合は、形態、色彩、素材などを工夫し、周辺景観との調和に努めます。

#### (3) 公園

町民や来訪者の憩いと交流の場として、周辺環境と調和した潤いのある景観づくり



を検討します。

- ア それぞれの地域の景観や自然環境に配慮した整備を行い、適切な維持管理や植栽などに取り組みます。
- イ 公園内に施設・工作物を設ける場合は、背景となる山並みなどへの眺望景観を妨げないよう配置・形態などに配慮します。
- ウ 遊具などの公園施設を整備する場合は、形態、色彩、素材などを工夫し、周辺景観との調和に努めます。

## 2 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する場合は、占用物件の配置、形態意匠、素材について、景観重要公共施設及びその周辺の景観に配慮するものとします。

## 第 9 章 景観形成の推進方策

### 1 協働による景観づくり

本町の景観を守り、継承し、また、新たな景観を創造していくためには、町民一人ひとりが主体的かつ積極的に景観づくりに取り組むことが大切です。町民、事業者、行政の協働により景観まちづくりを推進していきます。以下にそれぞれの主体の役割について整理します。

#### (1) 町民の役割

町民一人ひとりが、自らの住まいや暮らし、活動が景観をつくっていることを認識し、良好な景観が損なわれないように努めます。身の回りの景観への意識を高め、景観づくりの取組に参加し、地域の景観形成や景観保全に努めます。

敷地内の適切な管理や日常的な清掃などにより通りの美観を保ち、また、敷地前面への緑化などによる景観づくりに努めます。

#### (2) 事業者の役割

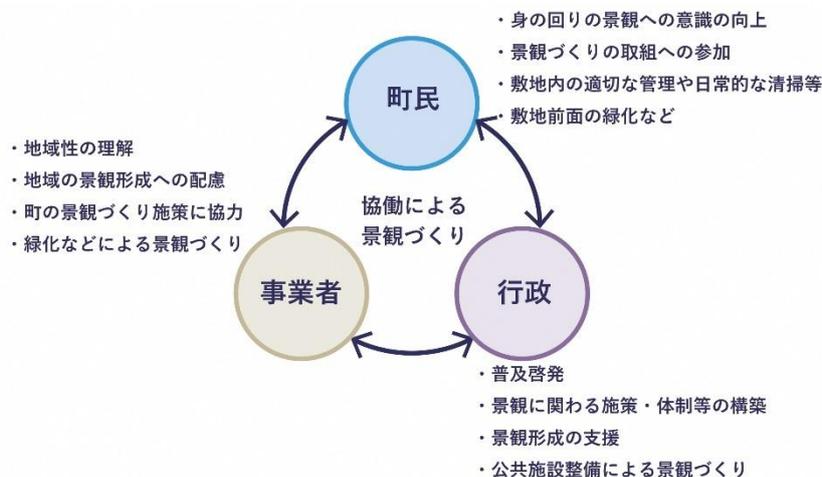
事業者は、事業活動を通じて、地域の景観形成に配慮し、また、町の行う景観づくりに関する施策に協力するよう努めます。

地域性の理解に努め、緑化など景観向上に積極的に取り組み、景観の向上に貢献するよう努めます。

#### (3) 行政の役割

優れた景観の保全・形成に向けて、普及啓発などにより町民意識の向上を図り、景観形成に関わる施策・体制などの構築を行うとともに、町民・事業者などが自ら行う景観形成活動を支援します。

また、道路、河川、公園などの公共施設整備にあたっては、周辺との調和を図り、町民・事業者などと協力して、地域の個性を尊重し、景観づくりを先導するように努めます。



協働による取組推進のイメージ

## 2 推進施策

### (1) 景観の取組に対する普及啓発

#### ア 景観に関する情報提供

景観に関する情報を積極的に発信し、町民の景観に関する意識の醸成に努めます。あわせて、説明会やまちあるきなどを実施することで、景観づくりについて関心を高め、また、身近な景観資源の発掘を進め、町民の参加する機会を提供します。

#### イ 景観に関する学びの推進

学校教育や生涯学習と連携し、地域の景観についての理解を深めます。また、学びを通して、身近な景観づくりを進めるきっかけをつくります。

#### ウ 景観に関する活動への支援

地域で行う景観づくりの取組に対して、各種情報の提供や専門家・アドバイザーなどを派遣することで支援を行います。地域の特色を活かした景観づくり、景観を活かしたまちづくりの充実を図ります。

### (2) 地域特性にあわせたきめ細かな取組の推進

#### ア 住民協定などの活用促進

きめこまかな景観まちづくりを進めるため、上述の専門家・アドバイザーなどの派遣や町による協定策定の支援を通じて、景観法に基づく景観協定、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定の町民による締結などを推進します。

#### イ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定、保全

地域の景観形成に重要な役割を果たしているものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全を図ります。

### (3) 景観形成の推進体制の整備

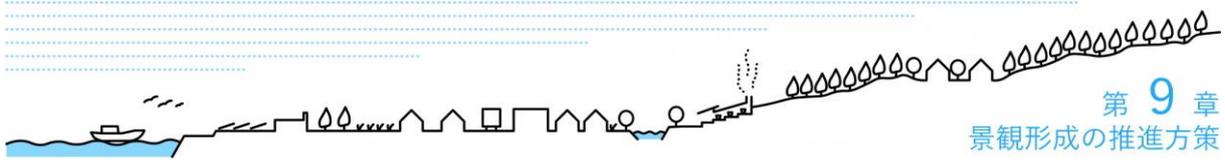
#### ア 景観審議会の設置

景観計画の策定及び変更などについて、審議を行う景観審議会を設置します。

#### イ 景観整備機構の指定

民間団体や町民による自発的な景観形成を促進するため、景観の保全・整備能力を有する団体などに対して景観整備機構の指定を検討します。

景観整備機構とは、民間団体や町民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO について、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。



### 3 持続的な景観づくり

本計画に基づき、持続的に魅力ある景観を形成していくことを目指します。市街地形成や住民活動など、景観づくりの進捗に応じて、計画を適宜見直し、充実させていきます。

段階的に景観づくりの取組をステップアップし、町民・事業者・行政の協働で景観まちづくりを進めていきます。

浪江町景観計画  
Landscape Planning  
令和8年1月発行

発行  
福島県浪江町

